

## 後遺障害慰謝料

後遺障害の等級に応じ、次の額を基準とする（単位万円）。

ただし、14級に至らない後遺障害がある場合は、それに応じた後遺障害慰謝料を認めることがある。

〔平成10年1月1日以降の事故〕

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
慰謝料額	2,700	2,350	1,900	1,650	1,400	1,200	1,000
等級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
慰謝料額	800	640	510	390	260	175	100

〔平成14年1月1日以降の事故〕

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
慰謝料額	2,800	2,400	2,000	1,700	1,440	1,220	1,030
等級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
慰謝料額	830	670	530	400	280	180	110

- (注) ① 後遺障害慰謝料の増額を考慮しうる事情は、死亡慰謝料の場合に準じる。
- ② 原則として、後遺障害慰謝料には介護に当たる近親者の慰謝料を含むものとして扱うが、重度の後遺障害については、近親者に別途慰謝料を認めることがある。その額は、近親者と被害者の関係、今後の介護状況、被害者本人に認められた慰謝料額等を考慮して定める。